

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更	(道路課) 1
○道路の供用開始	(〃) 1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(男女共同参画・NPO課) (12・27掲示) 1
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課) 1
○土地改良区の清算人の退職	(〃) 1
○換地処分の公告	(〃) 1

告示

高知県告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年1月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安並佐岡
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四万十市安並字瀬頭 1188番から 四万十市佐岡字佐岡 城1115番4まで	前	3.9 (9.0	192
	後	6.6 (16.8	192

高知県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年1月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安並佐岡
- 3 道路の区域

供用開始区间	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市安並字瀬頭1188番から 四万十市佐岡字佐岡城1115番4まで	192	平成20年1月15日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年12月27日から2週間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年12月27日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成19年12月27日	特定非営利活動法人 高知緩和ケア 協会	山口 龍彦	高知市 葛島一 丁目9 番50号	この法人は、生命を脅かす疾患に直面する患者とその家族のQOL(人生と生活の質)を向上させるために、緩和ケアの普及および啓発ならびにそのサービスの質の確保および向上等に関する事業を行い、もって、緩和ケア

の健全な発展を図るとともに、地域の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、蟻川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年1月15日

高知県知事 尾崎 正直
役名 氏名 住所
監事 金子 壽人 幡多郡黒潮町蟻川627-4
〃 金子 春雪 〃 〃 753

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、蟻川土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成20年1月15日

高知県知事 尾崎 正直
氏名 住所
橋田 擭 幡多郡黒潮町蟻川 603-1
下村 茂延 〃 〃 2086
橋田 昭俊 〃 〃 114
金子 華榮 〃 〃 354
北川 則行 〃 〃 97-3
金子 幸隆 〃 〃 807

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る唐浜2期地区(岡換地区)の換地処分を平成19年12月13日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年1月15日

高知県知事 尾崎 正直